

フランスにおける労働裁判所改革の議論

Pascale Lagesse, La juridiction prud'homale est-elle réformable ? ; Maude Beckers, Réformer : est-ce détruire sans améliorer ou améliorer sans détruire ?, *Revue de Droit du Travail*, pp.88-93.

早稲田大学助手 小山 敬晴

フランスの労働裁判所 (Conseil de prud'hommes) は、1806年創設の伝統的制度である。労働裁判所改革の議論はこれまでも提起されたことがあったが、目下新たな改革論を示した2013年のマルシャル (モンペリエ控訴院長) 報告書および2014年のラカバラ (破壊院社会部長) 報告書への注目が集まっている。本論文は、弁護士のアジェス氏およびベケル氏の手による2013年のマルシャル報告書に対する批判的検討である。

大胆な改革論を提案したマルシャル報告書は正式名称を「21世紀の裁判所——質と利便度の向上による市民の期待と司法専門家に適合する制度」¹⁾ といひ、マルシャルが司法省に提出したフランスの裁判制度全体の改革案である。労働裁判所改革は、規制緩和論の立場から、解雇法制の硬直性批判とともに論じられる場合もあるが、この報告書の特徴は、事物管轄が明文で限定された例外裁判所 (juridiction d'exception) の範疇にある労働裁判所を、普通法上の裁判所 (juridiction de droit commun) に統合するという視点を有しているところにある。したがってその主眼は、素人裁判官 (労使代表) のみで構成される労働裁判所を、職業裁判官によって統制することである。

現行の労働裁判所について簡単に説明する。労働裁判所は選挙で選ばれた労使同数の代表者によって構成される裁判機関であり、職業裁判官は関与しない。管轄権限があるのは個別的労働関係に関する紛争のみである。労使紛争の平和的解決という目的のもと和解 (conciliation) 前置主義がとられ、和解が不調となった場合に限り裁判がなされる。それゆえ労働裁判所は和解部と判決部とに分かれ、日本の仮処分決定に類似する裁判を行う急速審理構成体もある。また判決部の中には、管理職部、工業部、商業部、農業部およびその他の職業の部があり、専門性が確保されている。可

否同数の場合には、決裁裁判官としての小審裁判所裁判官が裁判を行う。

労働裁判所改革論は労働裁判所の機能不全 (dysfonctionnements) 批判から生じている。主な問題は次の通りである²⁾。①和解部における和解成立の少なさ (2013年: 係争事件中5.5%)。②判決部のなした判決に対する控訴率が他の裁判所と比較しても異様に高いこと (約60%)。③係争期間の長さ (2012年: 平均15カ月以上)。④労働事件の裁判管轄の複雑性 (集団的労働関係、従業員代表選挙はそれぞれ別の裁判管轄)。改革論は労働裁判所の迅速性、経済性、明瞭性 (lisibilité) を目指している。

マルシャル報告書の主な改革案は次の通りである。①普通法上の裁判所と例外裁判所との区分廃止、および直近裁判所と6つの専門裁判所 (民事、家族、子、刑事、商事、社会) で構成される統一的な「第1審裁判所 (tribunal de première instance)」の創設。社会裁判所 (tribunal social) は全ての労働関係事件を扱う労働事件裁判所 (tribunal de travail) と、社会保障・社会保険・労働不能訴訟を扱う社会事件裁判所 (tribunal des affaires sociales) の2部構成になり、現在の労働裁判所と社会保障事件裁判所等を統合する。②社会裁判所の構成を労使代表と職業裁判官からなる参審制とすること。また、この2者は2部間の調整役として、第1審裁判所専門裁判官である社会裁判官 (juge social) を任命する。なお参審制は控訴院でも採用される。③訴訟手続きの迅速化。和解前置、和解部 (労使代表各1名) と判決部 (社会裁判官、職業裁判官、労使代表者、各1名) の構成は維持されるが、裁判欠席、証拠不提出の場合のペナルティが強化される。④裁判官となる労使代表への専門教育の強化。

改革案に対してラジェス氏は、現行制度の修正案の提示と、労働裁判所制度趣旨に鑑みた批判とを行う。修正案として①迅速化のためには和解前置を任意とす

ること、②可否同数の場合の決裁は労働裁判の専門家に委ねることでも足りるとし、③和解部における書証不提出、高い控訴率の問題については、消極的に、マルシャル提案書の改革案で解決できる問題ではないと反論する。制度趣旨の視点からは、当該制度の最重要の趣旨である労使代表による裁判は問題点がありながらも存続すべきであり、労使裁判官選出方法が選挙から労働大臣による任命へ変更されること（2014年12月18日に法案可決）および職業裁判官による統制を批判する。

他方ベケル氏は、改革案が根拠にした機能不全を証する統計を相対化することによりこれを批判する。その要旨は、①訴訟期間の長さの要因は、雇用数の多い地域における労働裁判所の規模が事件数に見合っていないこと、②和解率の低さの要因は、労働裁判所では書面が要求されないため、証拠不提出の結果としての相互不理解があること、③控訴率の高さは、控訴院での取下げ率、維持判決率に鑑みれば、使用者が訴訟引き伸ばしを図っていることが要因であると推測され³⁾、労働裁判所が1審として機能していないとはいえないことである。②は、裁判官の主導により書証の提出を可能とする民事手続法典L446-2条を適用して解決が可能であり、全体的な制度改革は要さないとする。

ベケル氏の反論は機能不全論の前提を突き崩すものであり非常に説得的である。こうしてみると、少なくともマルシャル報告書での労働裁判所改革論はフランスの裁判制度全体の改革論ありきの議論であるように思われる。しかし、労働裁判所改革は紛争の早期解決と結果予測性の向上を目指す規制緩和論からも提案されているため、近年のフランス解雇法改正と併せて考察される必要があることを最後に付言しておく。現に手続きの簡素化を目指すマクロン法案 (projet de loi Macron) が上程中である。

- 1) D. Marshall, Les juridictions du XXI^e siècle, une institution qui, en améliorant qualité et proximité s'adapté à l'attente des citoyens, et aux métiers de la justice, La documentation française, 2013.
- 2) K. Yazidi, C. Darmaillaco, Le traitement des litiges en droit du travail : constats et perspectives économiques, Trésor-Éco, n°137, 2014, p.1.
- 3) M. Guillonnet, E. Serverin, L'activité des Conseils de prud'hommes de 2004 à 2012 : Continuité et changements, sept. 2013, ministère de la Justice, Direction des affaires civiles et du Sceau.

こやま・たかはる 早稲田大学法学学術院助手。最近の著作に「フランスにおける労働組合の代表性の機能とその正統性」日本労働法学会誌124号（2014年）181頁。労働法専攻。